

外国籍者の調停委員任命拒絶に抗議する決議

(2010年3月10日 理事会決議)

2010（平成22）年4月より任期が始まる家事調停委員の大阪家庭裁判所、神戸家庭裁判所及び京都家庭裁判所からの推薦依頼に対して、大阪弁護士会、兵庫県弁護士会及び京都弁護士会がそれぞれ韓国籍の会員を推薦したところ、大阪家庭裁判所及び神戸家庭裁判所はいずれも「調停委員は、公権力にたずさわる公務員に該当するので、当該候補者を最高裁に任命上申しない」旨を各弁護士会に通知し、京都家庭裁判所も推薦された会員を任命上申しなかった。同様に、仙台弁護士会、東京弁護士会及び第二東京弁護士会も韓国籍の会員を家事調停委員もしくは民事調停委員として各管轄裁判所へ推薦したが、いずれも任命上申を拒絶された。

2003（平成15）年、兵庫県弁護士会が、神戸家庭裁判所からの家事調停委員推薦依頼に対して、韓国籍の会員を候補者として推薦したところ、上記と同様の理由により上申を拒絶された。これを受けて、近畿弁護士会連合会では、2005（平成17）年11月25日開催の大会において「外国籍者の調停委員任命を求める決議」を満場一致で採択し、それ以来当連合会は、連合会内外の単位会に、外国籍の会員を民事調停委員もしくは家事調停委員として積極的に推薦するよう呼びかけ、2007（平成19）年には4単位会が、2009（平成21）年には上記6単位会が、外国籍の適任の会員を民事調停委員もしくは家事調停委員として推薦した。さらに、日弁連においても、2009（平成21）年3月19日付けで「外国籍調停委員・司法委員の採用を求める意見書」を採択し、最高裁判所に対し、「弁護士となる資格を有する者、民事もしくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識を有する者または社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満の者」であれば、日本国籍の有無にかかわらず、等しく民事調停委員及び家事調停委員に任命すべきことを申し入れた。

しかるに最高裁判所はこれまで一貫してその見解を明確にせず、事務部門の運用取り扱い例として、外国籍弁護士の調停委員就任を認めず、その意向に従って、各地方裁判所、家庭裁判所も弁護士会から推薦された候補者の任命上申を拒絶し続けている。

上記近畿弁護士会連合会・日弁連意見書、各弁護士会から出された意見書、会長声明などで繰り返し明らかにされているように、日常業務において民事・家事の法的紛争処理を取り扱っており人格識見を備えた弁護士が、外国籍であるという理由だけで、調停委員の役割を果たせないとする合理的理由は全く存在しない。

そもそも法律上、外国籍者が調停委員になれないとする規定はない。外国籍者が一定の公職につくことが当然に制限されることがあるとしても、その範囲は外国籍者の就任を認めることが本質的に国民主権原理に反する職種に限定されるべきである。調停制度は、市民の間の民事又は家事の紛争を、当事者の話し合いに基づき解決する制度であり、調停委

員の役割は、このような当事者の互譲による解決を支援することにある。このような調停制度の目的及び調停委員の役割に照らせば、外国籍者が調停委員に就任することが国民主権原理に反するとは到底考えられない。

調停調書には確定判決と同一の効力があるが、調停調書はそもそも当事者の合意に基づくものであり、外国籍の仲裁人が当事者の意思に関わらず下した仲裁判断が日本において確定判決と同一の効力を有することとの比較においても、外国籍者の調停委員任命を拒絶する根拠とはならない。破産管財人、相続財産管理人、不在者財産管理人など、公的側面も有する職務について外国籍の弁護士等の就任が認められていること等に照らしても外国籍者の調停委員を排除する理由とはなりえない。調停委員会による事件の関係人の呼び出し、調停前の措置、調停前の処分命令に対する不出頭、違反などには過料の制裁が定められているが、いずれも、調停制度の実効性を担保するための補完的職務に関するものにすぎず、しかも過料の制裁自体は裁判所が決定するものとされている。当連合会、日弁連及び各単位会からのこのような指摘に対して、最高裁判所はこれまで一度も具体的な回答を行っておらず、頑なに任命を拒絶し続けている。

上記最高裁判所の対応は多民族・多文化共生社会の形成の視点に反するものである。また、日本国籍を失ったまま日本での生活を余儀なくされ、日本社会の構成員となっている旧植民地出身者等の特別永住者、これに準じる定住外国人の職業選択の自由及び幸福追求権（自己決定権）は十分に尊重されるべきであって、不合理な差別があってはならない。今回推薦された候補者はいずれも特別永住者もしくはこれに準じる定住外国人に該当し、上記最高裁判所の取り扱いは、外国籍会員に対する重大な人権侵害でもある。

そこで当連合会は、以下のとおり 2010（平成 22）年 3 月 10 日の近畿弁護士会連合会理事会において決議する。

1. 2010（平成 22）年 4 月より任期が始まる民事調停委員もしくは家事調停委員候補として各弁護士会が推薦した外国籍会員に対する各地方裁判所及び家庭裁判所による任命上申拒絶に対して厳重に抗議する。
2. あらためて最高裁判所に対して、弁護士となる資格を有する者又は民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門知識経験もしくは社会生活上の豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い者という要件に適合するものであれば、外国籍者であっても積極的に民事調停委員及び家事調停委員に任命する方針に改め、各地方裁判所及び家庭裁判所にその方針を徹底するよう求める。

2010（平成 22）年 3 月 10 日

近畿弁護士会連合会
理事長 福井啓介